

担 当	青森労働局労働基準部監督課 課長 遠藤 光 監察監督官 鈴木 朋廣
	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階 電話 017-734-4112

建設現場監督指導強化期間の実施結果について

- 木造家屋等低層住宅建築工事では91%に労働安全衛生法違反あり-
- 中小建設工事現場の82%に労働安全衛生法違反あり-

青森労働局(局長 藤井伸章)管内の労働災害(休業4日以上)による平成24年の死傷者数は1,310人となり、過去最少となった平成21年の1,117人から3年連続して増加しており、うち、建設業は235人と全体の約18%を占めている。また、死亡労働災害については14人のうち建設業が7人と全体の50%を占めている。

こうした状況を踏まえ、建設業における労働災害防止を図るため、県内6労働基準監督署において、本年7月から10月までを強化期間として県内の建設工事現場に対する監督を集中的に実施し、その結果をとりまとめた。

【建設現場監督指導強化期間監督指導結果 概要】

- 1 対象 青森県内 木造家屋等低層住宅建築工事現場 147 現場
中小建設工事現場 195 現場
- 2 期間 木造家屋等建設:平成25年7月1日から平成25年9月30日まで
中 小 建 設:平成25年8月1日から平成25年10月31日まで
- 3 監督実施結果 *詳細は別紙
 - (1) 監督指導を実施した木造家屋等低層住宅建築工事現場 147 現場のうち、135 現場(91.8%)に労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等行政指導を行った。
 - (2) 監督を実施した中小建設工事現場 195 現場のうち、160 現場(82.1%)に労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等行政指導を行った。
 - (3) 特に重篤な災害につながる足場や高所からの墜落・転落に関する危険性の高い法違反が認められた45現場(木造家屋等建築30、中小建設15)に対しては、作業停止命令等の行政処分を行った。

【今後の対応】

- 1 青森労働局では、今回の監督実施結果から、木造家屋等低層住宅建築工事を含めた多くの建設工事において法違反が認められ、墜落防止措置や通路・足場に関する法違反が多いことから、青森労働局及び各労働基準監督署においては建設工事業における労働災害防止対策を徹底させるため、引き続き監督指導等を行うとともに、重大・悪質な法違反を繰り返す事業者及び重篤な労働災害を発生させた事業者については、司法処分(書類送検)を含め厳正に対処することとしている。
- 2 今回の監督実施結果を受け、建設工事関係団体及び木造家屋建築工事関係団体に対し、傘下の会員に対する労働災害防止対策の徹底を文書要請することとしている。

1 木造家屋等低層住宅建築工事現場の違反状況

(1)違反の状況

木造家屋等低層住宅建築工事とは、木造、軽量鉄骨等で軒の高さ10メートル未満の住宅等の建築物の建設工事をいい、建設業全体に占める災害の割合が高いことから、労働局としても重要な課題として、災害防止対策を推進しているところである。

監督実施現場数	147
違反現場数	135
現場違反率	91.8%
作業停止等命令交付現場数	30
違反現場に対する割合	22.2%

監督指導を実施した147現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反(以下「法違反」という。)が認められた現場は135現場であり、現場違反率は91.8%であった。

その中でも特に死亡災害等重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反が認められた30現場(22.2%)に対しては、作業停止命令等の行政処分を行った。

(2)法違反の内容

項目	木造家屋等低層住宅工事現場		
	条文適用あり現場数	違反現場数	違反率
墜落防止措置	139	62	44.6%
足場の構造	134	58	43.3%
木材加工用機械	110	16	14.5%
作業主任者	107	13	12.1%

*「条文適用あり現場」とは、実際に各項目について、法律に基づく安全措置等が必要な作業を行っている現場のことになります。例えば、高所作業がない現場は適用なしとして、「墜落防止措置」の項目の現場数に計上していません。

主な法違反の内容としては、

墜落防止措置に係る法違反が62現場(違反率44.6%)

足場の構造に係る法違反が58現場(違反率43.3%)

で認められた。

(3) 法違反の詳細

項目	違反内容
墜落防止措置	高さ 2 m 以上の作業箇所への作業床の設置等 高さ 2 m 以上の作業床の端、開口部等への囲い等の設置 高さ 1 . 5 m 以上の箇所への昇降設備の設置等 移動はしごの構造 脚立の構造 建築物等の組立等における措置
足場の構造等	作業床の構造等 鋼管足場の措置等 鋼管足場の措置等
木材加工用機械	丸のこ盤の歯の接触予防装置、反ばつ予防装置 手押しかな盤の刃の接触予防装置 安全装置の有効保持
保護帽の着用	保護帽の着用
作業主任者	木造建築物の組立て等作業主任者の選任、職務の励行 足場の組立て等作業主任者の選任、職務の励行

特に死亡災害等重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反が認められとして作業停止命令等の行政処分を行った法違反は、

高さ 2 m 以上の作業床の端、開口部等に手すりの設置等の墜落防止措置が取られていないもの

高さ 2 m 以上の足場の作業床に手すりの設置等の墜落防止措置が取られていないもの

などであった。

2 中小建設工事現場の違反の状況

(1) 工事の種類別違反状況

	土木	建築	合計
監督実施現場数	93	102	195
違反現場数	80	80	160
現場違反率	86.0%	78.4%	82.1%
作業停止等命令交付現場数	2	13	15
違反現場に対する割合	2.5%	16.3%	9.4%

監督指導を実施した 195 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反(以下「法違反」という。)が認められた現場は 160 現場であり、現場違反率は 82.1%であった。

その中でも特に死亡災害等重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反が認められた 15 現場(9.4%)に対しては、作業停止命令等の行政処分を行った。

工事の種類別では、土木工事現場の方が違反率は高いものの、立入禁止等命令については、高所作業を伴うことから、墜落防止措置等にかかる法違反が認められる建築工事現場の方が多い。

(2) 工事の種類別違反率及び法違反の内容

項目	土木			建築			合計		
	条文適用あり現場	違反現場数	違反率	条文適用あり現場	違反現場数	違反率	条文適用あり現場	違反現場数	違反率
元方事業者	58	38	65.5%	92	66	71.7%	150	104	69.3%
車両系建設機械	70	43	61.4%	35	17	48.6%	105	60	57.1%
墜落防止措置	35	12	34.3%	80	20	25.0%	115	32	27.8%
通路・足場	79	17	21.5%	86	37	43.0%	165	54	32.7%

*「条文適用あり現場」とは、実際に各項目について、法律に基づく安全措置等が必要な作業を行っている現場のことになります。例えば、車両系建設機械を使用していない現場は適用なしとして、「車両系建設機械」の項目の現場数に計上していません。

主な法違反の内容としては、

元方事業者の下請事業者に対する安全管理に係る法違反が 104 現場 (違反率 69.3%)

車両系建設機械に係る安全措置に係る法違反が 60 現場 (違反率 57.1%)

墜落防止措置、通路・足場に係る法違反が約 3 割の現場

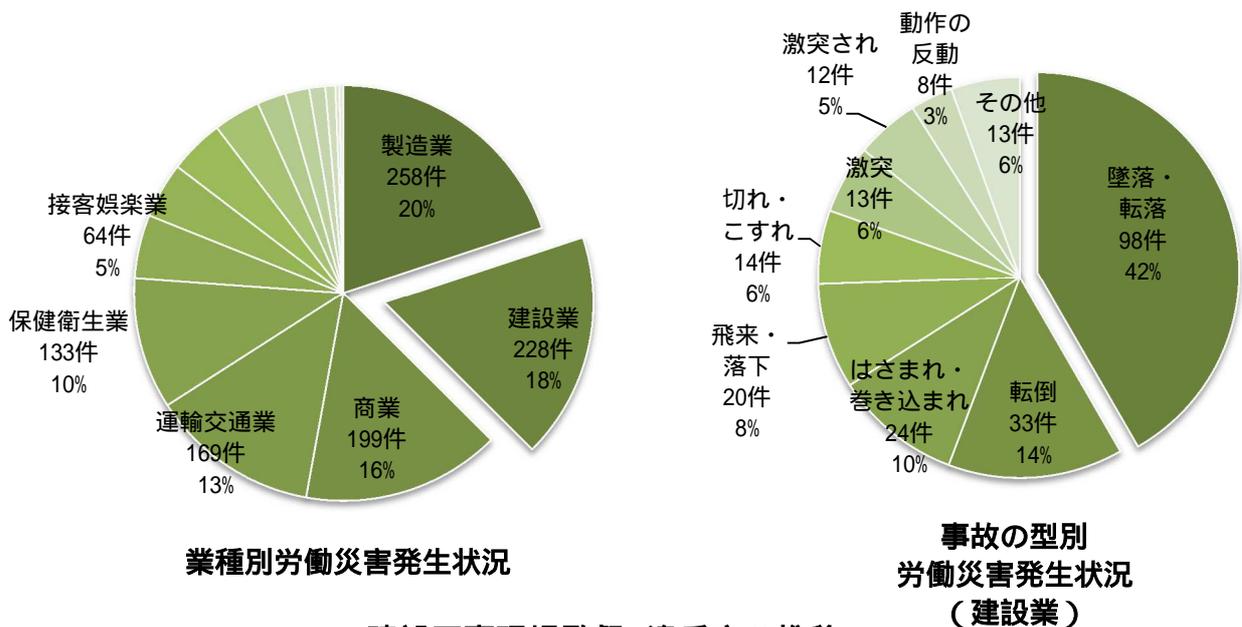
で認められた。

(3) 法違反の内容詳細

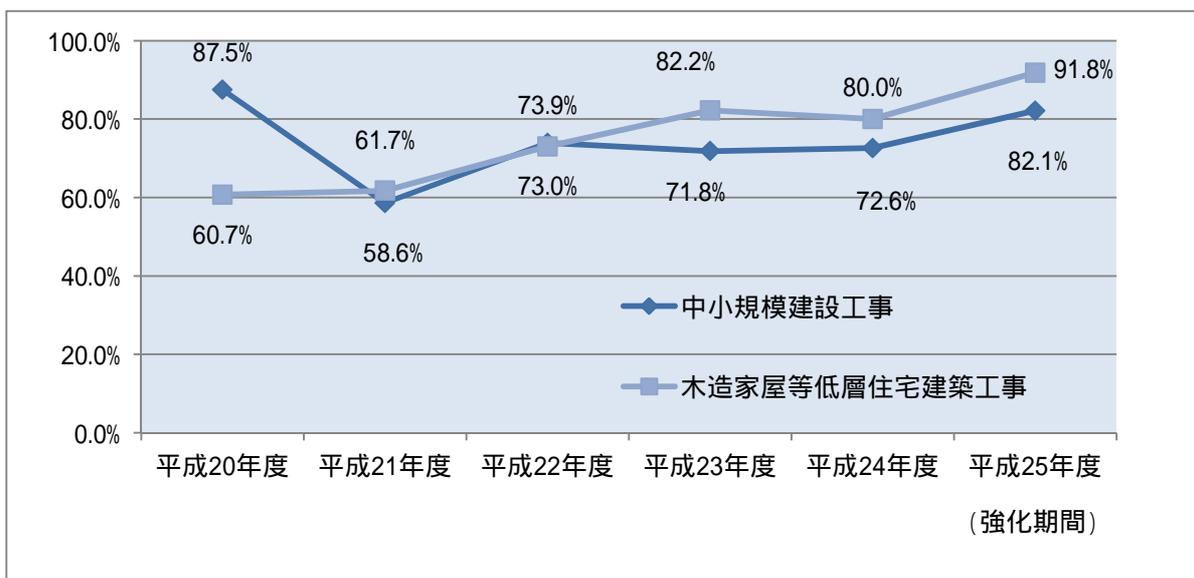
項目	内容
元方事業者	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者の講ずべき措置(下請事業者に対する指導等) 協議組織の開催、関係請負人との連絡・調整、作業場の巡視 作業床、架設通路、足場、作業構台等に係る措置等
車両系建設機械	<ul style="list-style-type: none"> 作業計画の策定・機械の転落防止に係る措置 作業者との接触防止に係る措置・運転位置離脱時の措置 主たる用途以外の使用制限 定期自主検査等
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2m以上の作業箇所への作業床の設置等 高さ2m以上の作業床の端、開口部等への囲い等の設置 移動はしごの構造 脚立の構造 保護帽の着用
通路・足場	<ul style="list-style-type: none"> 足場の作業床の構造 鋼管足場の措置等 足場の点検

特に死亡災害等重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反が認められとして作業停止命令等の行政処分を行った法違反は、
 高さ2 m以上の作業床の端、開口部等に手すりの設置等の墜落防止措置が取られていないもの
 高さ2 m以上の足場の作業床に手すりの設置等の墜落防止措置が取られていないもの
 などであった。

平成 24 年 青森県労働災害発生状況



建設工事現場監督 違反率の推移 (青森労働局)



【 送検事例 】

事例 1 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者未選任による災害で書類送検
平成 25 年 1 月送検（八戸労働基準監督署）

鉄骨構造物等の製作加工業を営む会社及び同社代表取締役 A を労働安全衛生法違反の容疑で、青森地方検察庁八戸支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 8 月 27 日、青森県八戸市内の同社敷地内において、鉄骨を用い高さ 5.75 メートルの鉄骨の休憩小屋の組立て作業を行わせていたところ、建築中の鉄骨が倒壊し労働者 3 名及び A が骨折等の重傷を負う労働災害が発生した。

捜査の結果、高さ 5 メートル以上の鉄骨の組み立て作業を行わせるに当たり、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなかったことが判明した。

なお、作業に従事した者の中で同技能講習を修了した者はいなかった。

事例 2 木造家屋建築現場における 2 階開口部からの墜落による死亡災害で書類送検
平成 25 年 2 月送検（弘前労働基準監督署）

木造家屋建築工事業を営む個人事業主を労働安全衛生法違反の容疑で、青森地方検察庁弘前支部に書類送検した。

事件の概要

平成 24 年 7 月 2 日、青森県弘前市内の木造家屋新築工事現場において、同木造家屋の 2 階部分の床板を張る作業を行わせるに当たり同作業を行っていた労働者が高さ 3.45 メートルの 2 階部分の開口部から 1 階の土間床へ墜落し、頸椎損傷等により 7 月 4 日に死亡する労働災害が発生した。

捜査の結果、同木造家屋の 2 階部分の床板を張る作業を行わせるに当たり、当該 2 階部分の開口部は 1 階の土間床からの高さが 3.45 メートルあって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、同箇所は囲い、手すり等を設けることが著しく困難であるのに、防網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったことが判明した。

事例 3 建物解体現場における 2 階開口部からの墜落による労働災害で書類送検
平成 25 年 9 月送検（青森労働基準監督署）

建物解体工事業を営む会社及び同社職長 A を労働安全衛生法違反の容疑で、青森地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 25 年 4 月 12 日、青森県青森市内の木造建築物解体工事現場において、高さ約 2.9 メートルの 2 階床部分で床材を撤去する作業を行っていた同社の労働者 B が、2 階床部分の開口部から 1 階地面へ墜落し、頸椎骨折により入院加療約 6 か月の重傷を負う労働災害が発生した。

捜査の結果、高さ 2 メートルを超える箇所で作業を行わせるに当たり、当該 2 階床部分の開口部は 1 階地面からの高さが約 2.9 メートルあって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、同箇所は囲い、手すり等を設けることが著しく困難であったが、防網を張り、安全帯を使用させる等の労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったことが判明した。